

令和5年度国民健康保険事業費納付金の算定結果について

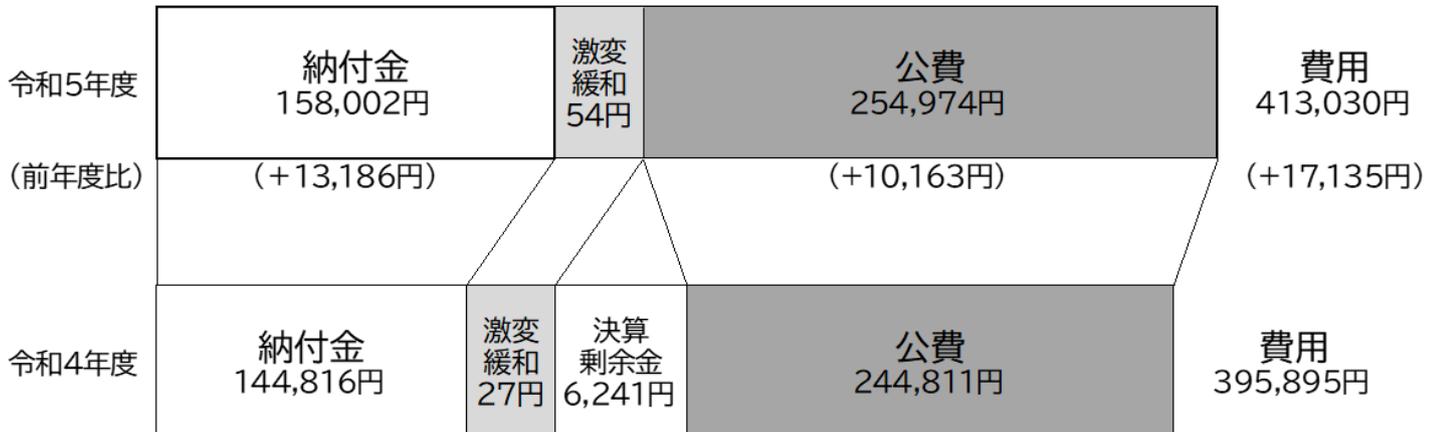
1 納付金の算定結果

市町村と合意したルールに基づき、令和5年度国民健康保険事業費納付金の算定を行った結果、**被保険者1人当たりの納付金額は158,002円**（前年度比+13,186円（109.1%））となった。

【前年度より1人当たり納付金額が増加した主な原因】

- ・過去の医療費実績から、令和5年度の保険給付費を推計したところ、**1人当たり保険給付費が増加**（前年度比+8,821円（102.9%））したこと。
- ・国の係数に基づき算定した**後期高齢者医療制度への支援金が増加**（前年度比+8,480円（113.9%））したこと。
- ・令和4年度納付金においては、決算剰余金の活用により1人当たり納付金額を6,241円抑えたが、今回の算定においては**決算剰余金の活用ができなかった**こと（決算剰余金は全額今年度の保険給付費に充当）。

【納付金算定イメージ図（金額は1人当たり）】



（注）グラフの幅は実際の金額を反映していません。

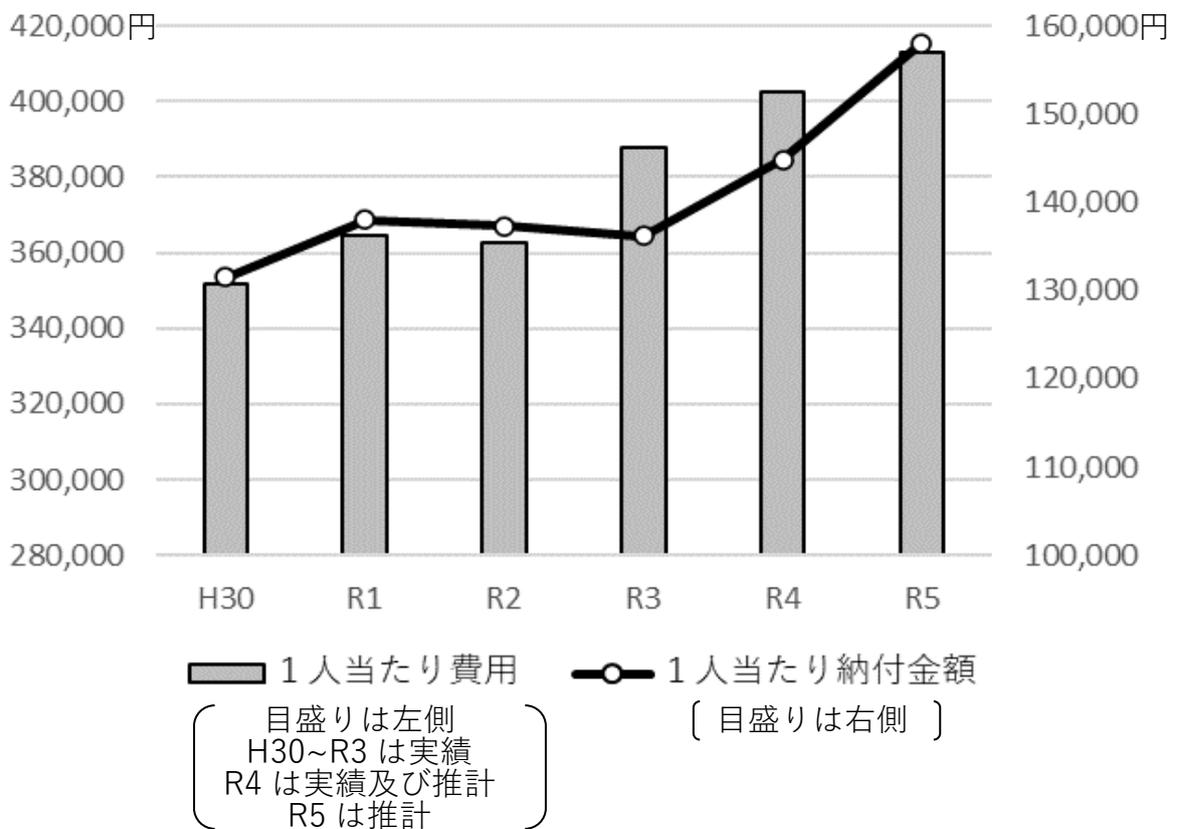
金額は医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を含む。

2 1人当たり費用と納付金額の推移

国保制度改革（平成 30 年度）以降の**1人当たり保険給付費の推移**を見ると、令和 2 年度に新型コロナウイルス感染症の影響による落ち込みがあるが、**全体としては上昇傾向（約 103.0%/年）**となっている。また、今回、**1人当たり後期高齢者支援金が大きく伸び**、費用（医療分+後期高齢者支援金分+介護分）が増加している。

納付金は費用に応じた金額とする必要があり、今回の算定結果では、平成 30 年度からの**1人当たり納付金額の伸び率が約 103.7%/年**となった。

【1人当たり費用と1人当たり納付金額の推移】



3 今後のスケジュール

令和 5 年 3 月中旬
4 月上旬

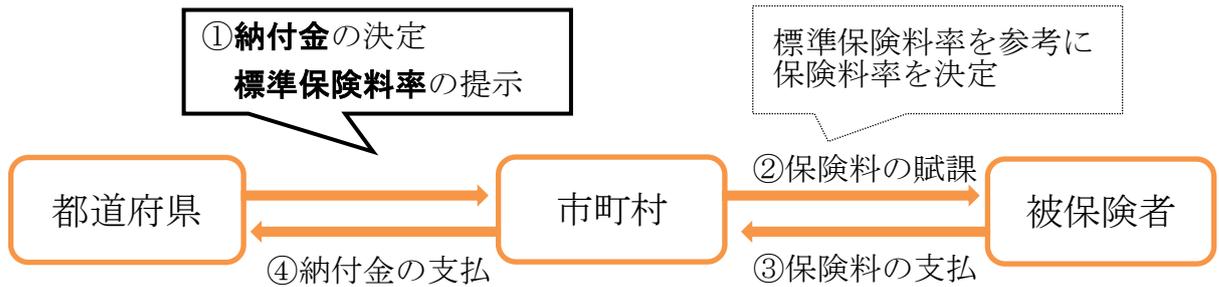
愛知県ホームページにおいて標準保険料率を公表
各市町村へ納付金額を通知

〔参考〕

○納付金の概要

平成 30 年度に行われた国保制度改革以降、都道府県が財政運営の責任を担うこととなった。

県は、令和 5 年度の国民健康保険の財政運営に必要な金額のうち、市町村が負担すべき納付金について、**市町村との協議を経て合意されたルールに従って算定**を行う。



○納付金の算定方法

- (1) 被保険者数等の推計をもとに県全体の保険給付費を推計し、費用を算出
- (2) 国・県等が負担する公費や決算剰余金を控除
- (3) 制度改正による影響を踏まえ、激変緩和措置を実施
- (4) 市町村の被保険者数及び所得総額により按分し、市町村ごとの納付金額を算定
- (5) 市町村ごとの保健事業に係る費用等や収納率を考慮し、3方式（所得割、均等割、平等割）による標準保険料率を算出（見える化）

算定結果の詳細は右のとおり。

<算定結果の詳細>（金額は1人当たり）

(1) 被保険者数等の推計をもとに県全体の保険給付費を推計し、費用を算出

被保険者数は1,292,775人となり、昨年度より62,308人減少した。

1人当たり保険給付費が上昇（対前年度比102.9%）するとともに、**後期高齢者支援金が大きく伸びた**（同113.9%）ため、**1人当たり費用（医療分+後期高齢者支援金分+介護納付金分）は増額**となった。

費用	R4 算定 395,895 円 ⇒ R5 算定 413,030 円	+17,135 円 (104.3%)
----	--	--------------------

(2) 国・県等が負担する公費や決算剰余金を控除

令和4年度の保険給付費が予定より増加していることから、市町村との協議の結果、決算剰余金を全額令和4年度の保険給付費に充てることとしたため、**令和5年度納付金算定における決算剰余金の活用ができなかった**。

公費については、国の係数に基づき算定を行った。

公費	R4 算定 244,811 円 ⇒ R5 算定 254,974 円	+10,163 円 (104.2%)
決算剰余金	R4 算定 6,241 円 ⇒ R5 算定 0 円	△6,241 円 (0.0%)

(3) 制度改正による影響を踏まえ、激変緩和措置を実施

国保制度改正に影響により保険料が急激に上昇することを避けるため、4市町村に対し激変緩和措置を実施した。

激変緩和措置額	R4 算定 27 円 ⇒ R5 算定 54 円	+27 円 (200.0%)
---------	--------------------------------	----------------

(4) 市町村の被保険者数及び所得総額により按分し、市町村ごとの納付金額を算定

(1) 費用（413,030円）から、(2) 公費（254,974円）及び(3) 激変緩和措置額（54円）を控除した後、市町村の被保険者数及び所得総額により按分し、市町村ごとの納付金額を算定した。

1人当たり納付金額 (県平均)	R4 算定 144,816 円 ⇒ R5 算定 158,002 円	+13,186 円 (109.1%)
[参考] 納付金総額	R4 算定 1,963 億円 ⇒ R5 算定 2,043 億円	+80 億円 (104.1%)

《市町村ごとの納付金額は補足資料1-1参照》

(5) 市町村ごとの保健事業に係る費用等や収納率を考慮し、3方式（所得割、均等割、平等割）による標準保険料率を算出（見える化）

市町村が保険料率を定める際の参考数値として、標準保険料率を算出した。

《市町村ごとの標準保険料率は補足資料1-2参照》